

令和8年度 地域共創型シビックプライド醸成・魅力発信業務 公募型プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、令和8年度 地域共創型シビックプライド醸成・魅力発信業務の委託事業者を、公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めることを目的とする。

2 業務の概要

(1) 名称

令和8年度 地域共創型シビックプライド醸成・魅力発信業務

(2) 業務の目的および内容

別紙「令和8年度 地域共創型シビックプライド醸成・魅力発信業務仕様書」（以下、「仕様書」という。）のとおり

(3) 契約期間

契約締結の日から令和9年3月31日(水)まで

3 予定価格

6,500,000円（消費税および地方消費税を含む）

4 参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 滋賀県財務規則第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。
- (4) 滋賀県物品の買入れ等に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（昭和57年滋賀県告示第142号）に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に次のとおり登録されている者であること。

・営業種目

大分類：「役務」

中分類：「イベント」「広告」のいずれかに登録

・地域要件

滋賀県北部3市（長浜市、高島市、米原市）内に本店を有する事業者であること。

※なお、新たに入札に参加する資格を得ようとする者は、次に示す場所のいずれかで資格審査の申請を行うこと。ただし、この場合には、この公告にかかるプロポーザルの手続に間に合わないことがある。

・滋賀県物品・役務電子調達システム

・滋賀県会計管理局管理課（〒520-8577 大津市京町四丁目1-1 TEL 077-528-4314）

5 説明会の開催の有無

開催しない。

6 提出書類

公募型プロポーザルへの参加を希望する事業者は、仕様書の内容を十分確認した上で、次の(1)～(4)の書類(以下、「企画提案書等」という。)を作成し、提出すること。

企画提案書等の提出は、1者につき1提案とする。

(1) 企画提案書等提出書(様式1) 正1部(押印)

(2) 企画提案書(様式任意) 正1部、副5部

ア 企画提案書の枚数は任意とするが、用紙はA4判(縦書き・横書きは不問。白黒カラーは不問。)とし、言語は日本語とする。

イ 企画提案書の内容は、高度な専門的知識を有しない者でも理解できるようにわかりやすい表現とすること。

ウ 企画提案書には、以下①～⑤の内容を記載すること。なお、作成にあたっては、別添仕様書に記載している趣旨やねらいを踏まえるとともに、当事業の目標を達成するにあたって最も効果的であると考えられる内容とすること。

①事業者の概要

・名称、所在地、代表者職氏名、設立年月日、業務概要について記載すること。

②仕様書に基づく企画内容

・仕様書に基づき、基本方針、事業の進め方、提案者の有するノウハウや実績をふまえ、特色が分かりやすい具体的な記載とすること。図表等を用いることも可能とする。

・さらなる成果の達成のために追加提案がある場合は具体的に記載すること。

③実施体制

・事業の統括責任者・従事予定者を記載すること。

・参考となる履歴、資格等がある場合はその旨を記載すること。

④実施スケジュール

・業務項目ごとに業務完了までのスケジュールを記載すること。

⑤見積価格

・仕様書に掲げる業務について、着手から納品まですべてに要する経費とその内訳を明記すること。

・消費税及び地方消費税を記載し、その税額を明示すること。

(3) 類似業務実績に関する書類 各1部

本業務と類似あるいは関連性の深い業務の業務を実施した実績がある場合は、当該業務の内訳が分かる契約書や仕様書等の写し

(4) 「社会政策面での取組」関係資料(登録や認証を受けている場合、各1部)

①「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録を受けている場合には、同登録証(滋賀県発行)の写し

②次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合には、同認定通知書(労働局発行)の写し

- ③高年齢者就業確保措置について、労使協定の締結または就業規則の労働基準監督署への届出をしている場合には、労使協定または就業規則の該当箇所の写し
- ④障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者であっても法定雇用率が達成されている場合には、障害者雇用状況報告書の写し
- ⑤障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者であっても障害者を雇用している場合には、申立書の写し
- ⑥「しが障害者施設応援企業」の認定を受けている場合には、同認定通知書(滋賀県発行)の写し
- ⑦障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合には、同認定通知書(労働局発行)の写し
- ⑧「滋賀県女性活躍推進企業」の認証を受けている場合には、同認証通知(滋賀県発行)の写し
- ⑨女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合には、同認定通知書(労働局発行)の写し
- ⑩「環境マネジメントシステム」のうち、次のいずれかの認証・登録を受けている場合はそれを証するものの写し
 - ・ 国際標準化機構が定めた規格 I S O 14001 に適合している旨の認証
 - ・ 一般財団法人持続性推進機構(平成 23 年 9 月 30 日以前に登録・更新した場合は、財団法人地球環境戦略研究機関持続性センター)の実施するエコアクション 21 の認証・登録
 - ・ 特定非営利活動法人 K E S 環境機構の実施する K E S ・ 環境マネジメントシステム・スタンダードの登録
 - ・ 一般財団法人エコステージ協会の実施するエコステージの認証

7 プロポーザルに関する質問および回答

(1) 質問受付期限

令和 8 年 4 月 14 日(火) 17 時まで ※必着

(2) 質問方法

別添の「質問票」(様式 2)により、電子メールで受け付ける。電話または口頭による質問は受け付けない。なお、質問票を送付した事業者は、その旨を必ず電話で連絡すること。

(3) 質問に対する回答

各事業者からの質問をすべてまとめ、令和 8 年 4 月 17 日(金)を目途に、質問およびその回答を滋賀県ホームページで公表する。

(<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kendoseibi/machizukuri/>)

8 企画提案書等の提出

(1) 提出期限

令和 8 年 4 月 23 日(木) 17 時まで ※必着

(2) 提出方法

下記「12 書類の提出先および問い合わせ先」に、持参または郵送により提出すること。持

参の場合は、土曜日・日曜日および祝日を除く、9時から17時までとする。郵送の場合は、差出しおよび受領の記録が残る簡易書留等とし、令和8年4月23日(木)17時必着とする。

なお、企画提案書等を郵送した旨を必ず電話で連絡すること。

9 審査および契約予定者の決定方法

(1) 審査方法

提出のあった企画提案書およびプレゼンテーションをもとに、担当部署が設置するプロポーザル審査会（委員4名）によって審査する。

(2) プレゼンテーション審査

①プレゼンテーション審査の日時および場所

- ・プレゼンテーション審査会は令和8年4月28日(火)に行う。
- ・時間と場所については、企画提案書等提出者に令和8年4月24日(金)までに通知する。

②プレゼンテーション審査の方法

- ・プレゼンテーションの時間は20分以内、質疑応答は15分以内とする。
- ・プレゼンテーション審査会における説明資料は、提出のあった企画提案書のみを用いるものとし、追加資料の持込みは認めない。

(3) 審査基準

提出のあった企画提案書およびプレゼンテーション、質疑応答により、以下の表の項目について絶対評価で点数を付けるものとする。

【評価項目および評価点（審査員1名あたりの評価点）】

番号	評価項目		評価点
1	実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ● 提案内容全般が県の意図する事業目的（シビックプライド醸成、魅力発信）を深く理解したものとなっているか。 ● 地域と連携しながら推進する事業趣旨をふまえ、円滑に地域共創を図るための基本姿勢が示されているか。 ● 本事業の効果を測るための指標および測定方法が、妥当かつ具体的に提案されているか。 	10
2	企画案	<ul style="list-style-type: none"> ● 学生コース、女性コースそれぞれの対象者の特性や関心を惹きつける工夫がなされており、魅力の掘り起こしからアイデア創出、企画の実践に至る一連のプロセスに一貫性があるか。 ● キックオフイベント、フィールドワーク、ワークショップの各段階において、参加者のモチベーションを維持・向上させるための具体的な手法が示されているか。 ● 若者や女性の生活者としての新たな視点を引き出し、地域の魅力を生かしたアイデア創出が期待できる活動内容となっているか。 	20
3	参加者の募集	<ul style="list-style-type: none"> ● ターゲットとなる学生や女性に広く周知し、関心を惹きつけるための効果的な広報・募集媒体が提案されているか。 	10

		<ul style="list-style-type: none"> ● 単なる公募にとどまらず、地域の学校や関連団体との連携、受託者のネットワークを活用するなど、意欲的な参加者を確実に確保するための募集活動についても提案されているか。 	
4	参加者への伴走支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 参加者（学生・女性）の主体性を引き出し、自由な発想でアイデアを創出できるよう、効果的なファシリテーション等の支援手法が提案されているか。 ● 創出されたアイデア企画を実践する段階において、必要となるサポート（専門的な助言、地域関係者との調整支援等）について具体的に示されているか。 	15
5	地域との連携	<ul style="list-style-type: none"> ● 一連のプロセスにおいて、市や観光協会、事業者等の地域関係者と円滑に連携し、良好な協力体制を構築するための工夫が提案されているか。 ● 本事業の成果（企画の実践・若者や女性の参画機運等）を一過性のもので終わらせず、地域主体での継続的な取組へとつなげていくための工夫や考え方が示されているか。 	15
6	実現可能性	<ul style="list-style-type: none"> ● 本業務と親和性の高い業務実績（若者や女性等、多様な主体を巻き込んだプロジェクト運営や伴走支援等）を有しているか。 ● 確実な業務遂行のための人員配置や、伴走支援等において地域に精通した人材の参画を具体的に想定するなど、実効性の高い体制となっているか。 ● 地域特性（冬季の積雪リスク等）をふまえた無理のないスケジュールや、企画の実践経費を含めた妥当な予算配分・積算となっているか。 	15
7	見積価格	<p>経費削減を意識した見積価格となっているか。</p> <p>予定価格の 80%未満 …10 点</p> <p>予定価格の 80%以上 85%未満 … 8 点</p> <p>予定価格の 85%以上 90%未満 … 6 点</p> <p>予定価格の 90%以上 95%未満 … 4 点</p> <p>予定価格の 95%以上 … 1 点</p>	10
8	「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録を受けているか、または次世代育成対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けているか。		1
9	高齢者就業確保措置について、労使協定の締結または就業規則の労働基準監督署への届出をしているか。		1
10	<p>障害者の雇用の促進等に関する取組のうち、次のいずれかに該当しているか。</p> <p>①障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者であって法定雇用率が達成されているか、</p> <p>②障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者であって障害者を雇用しているか。</p>		1

	③「しが障害者施設応援企業」の認定を受けているか。 ④障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合事業主として厚生労働大臣の認定を受けているか。	
11	「滋賀県女性活躍推進企業」の認証を受けているか、または女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けているか。	1
12	「環境マネジメントシステム」で、次のいずれかの認証、登録を受けているか。 ①国際標準化機構が定めた規格 I S O 14001 に適合している旨の認証 ②一般財団法人持続性推進機構（平成23年9月30日以前に登録・更新した場合は、財団法人地球環境戦略研究機関持続性センター）の実施するエコアクション21の認証・登録 ③特定非営利活動法人K E S 環境機構の実施するK E S ・環境マネジメントシステム・スタンダードの登録 ④一般財団法人エコステージ協会の実施するエコステージの認証	1
合計（満点）		100

（４）契約予定者の決定

上記審査において、見積価格が予定価格の範囲内で、総合点が最も高かった者を当該事業の契約予定者として選定する。ただし、総合点において満点の6割未満の場合は、契約予定者として選定しない。また、総合点が最も高い事業者が複数あった場合、審査委員長の審査結果が上位の者を契約予定者として選定する。

選定された契約予定者は、企画提案内容をもとに発注者と業務内容について協議を行い、正式な見積書を提出すること。この額が予定価格の範囲内であれば、契約の相手方として決定する。なお、協議の際、業務の実施方法や経費などについて条件を付したり、変更したりする場合がある。

協議が不調に終わり、契約に至らなかった場合には、審査結果において次点の者を契約予定者として協議を行うことがある。

（５）審査結果の通知

プレゼンテーション審査の参加者全員に対し、速やかに文書で通知する。

10 失格

次の各号に該当した場合は、失格となるので注意すること。

- （１）提出期限等に遅れた場合。
- （２）企画提案書等に不足があった場合、もしくは指示した事項に違反した場合。
- （３）企画提案書等に虚偽の記載があった場合。
- （４）企画提案書等の記載内容に実現できない項目が含まれていることが判明した場合。
- （５）その他、公平性に影響を与える行為があったと認められる場合。

11 その他注意事項

- (1) 提出された書類については、加筆、訂正、差し替え等は認めない。
- (2) 提出されたすべての書類や資料は返却しない。
- (3) 公募型プロポーザルに要する経費はすべて各事業者の負担とする。
- (4) 委託料の支払いは、委託業務終了後に精算払いとする。
- (5) 契約後に提出書類に虚偽の記載があったことが判明した場合、または参加資格を有していないことが判明した場合は、契約の解除を行う。
- (6) 手続において使用する言語および通貨は、日本語および日本国通貨に限定する。
- (7) 書類作成時に入手した参加者独自の情報、個人情報は適正に管理し、情報漏洩や不正使用を行わないよう留意すること。

12 書類の提出先および問い合わせ先

滋賀県総合企画部特定プロジェクト推進室

北の近江振興事務所（担当：増本）

〒526-0033 滋賀県長浜市平方町1152-2 TEL：0749-53-2801

E-mail：kitanoomi@pref.shiga.lg.jp